

保険医療機関における書面掲示事項

令和6年6月診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている当院の書面掲示事項について院内での提示及びホームページ上に掲載いたします。

医療 DX 推進体制整備加算（医科）

当院は

- （１）オンライン請求を行っております。
- （２）オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- （３）（医科）医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しております。
- （４）（医科・歯科）電子処方箋を発行する体制については電子カルテメーカーの対応待ちです。（現在整備中）
- （５）電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。（経過措置 令和7年9月30日まで）
- （６）マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有しております。
- （７）医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当院の外来に掲示及びホームページに掲載いたします。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

医療情報取得加算（医科・歯科）

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区 分	点 数
初診（1 ヶ月に 1 回）	1 点
再診（3 ヶ月に 1 回）	1 点

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明点などがありましたら薬剤師もしくは医師までご相談ください。

歯科医療に係る院内感染対策の取り組みについて（歯科）

●院内感染対策に関する基本事項

患者様やご家族様をはじめ、病院にかかわるすべての人達を感染から守る事を目的とし「標準予防策（スタンダード・プリコーション）」の観点に基づいた医療・看護行為を実施します。

●院内感染対策に関する取り組み事項

- 1 院内感染対策活動の中心的な役割を担うために、「感染対策委員会」を設置しています。
- 2 口腔内で使用する歯科医療機器について、患者様ごとの交換、設置機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底し、院内感染防止対策を講じています。
（設置機器等：オートクレーブ・消毒器）
- 3 定期的に院内感染対策に係る研修を受講しています。
- 4 関係機関、その他から広く情報収集を行い、院内感染対策に関する情報発信を行うとともに、それらの情報を基に院内感染対策を行っています。
- 5 院内感染発生が疑われる場合には速やかに感染対策委員会が感染経路など情報収集を行い、必要に応じて臨時に感染対策委員会を招集し、感染経路の遮断及び拡大防止に努めます。

病 院 長